

市民の窓口から

福津市保険年金医療課 ☎43・8128



▶新しい被保険者証は桃色です。有効期限に御注意ください。

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

保険料額決定通知書を
送付しました

平成27年中の所得に基づき、平成28年度の後期高齢者医療保険料額を決定しました。7月の中旬に被保険者（加入者）へ郵送しました。

新しい被保険者証を
送付します

現在被保険者証を持っている人は、有効期限が7月31日（日）までとなっています。8月1日（月）から

使える新しい被保険者証（桃色）を、7月下旬に簡易書留で郵送します。

平成27年中の所得に基づき、8月から平成29年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行い、自己負担割合が1割または3割となります。一部負担金の割合が変更になる場合がありますので、御確認ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在、限度額適用・標準

問い合わせ

後期高齢者医療広域連合 ☎092・651・3111
市保険年金医療課医療係 ☎43・8128
津屋崎行政センター ☎52・1234

環境 掲示板

福津市うみがめ課 ☎62・5019
FAX 43・6005 E-mail umigame@city.fukutsu.lg.jp

手光ビオトープ「植物観察会」の参加者を募集

夏休みの研究に、手光ビオトープで植物を観察してみませんか。

日時 8月23日（火）午前9時～午前11時

場所 手光ビオトープ（手光2727）

定員 先着20人

※参加者の年齢は問いませ

ん。小学生までは保護者の同伴をお願いします。

参加費 無料

服装 汚れてもよい服装、長靴、帽子等

持参品 新聞紙、ビニール袋（標本づくりの実習のため）、飲み物、タオル、虫除け、筆記用具等

受付方法 電話、ファクス、メールのいずれかでお申し込みください。名前、住所、電話番号、参加人数をお知らせください。

問い合わせ 宗像・遠賀保健福祉環境事務所地域環境課 ☎36・2475 FAX 36・2592
E-mail munakataonga-hhe@pref.fukuoka.lg.jp



▲絶滅危惧Ⅱ類のミズオオバコ

「ごみを燃やす」とは法律で禁止されています

紙類やビニールなどを燃やすと、悪臭や煙、すが思つた以上に広がる場合があります。このため屋外でのごみの焼却（野焼き）は一部の例外を除き、法律で禁止されています。違反した場合、処罰される場合があります。近所の人などの迷惑になりますので絶対にやめましょう。次の①～⑤の場合は例外的に野焼きを行うことができますが、近隣の人の生活環境に支障がある場合は中止のお願いをさせていただきます。また、タイヤ、ファイヤー等

「犬の育て方教室」を開催します

犬の飼い方についての講習を行います。

日時 8月9日（火）午後1時30分～午後4時（受付午後1時～）

場所 福岡県宗像総合庁舎
講師 福岡県動物愛護推進員（家庭犬しつけインストラクター）
受付方法 電話、ファクスのいずれかでお申し込みください。
受付期限 7月29日（金）
定員 先着30人

問い合わせ 宗像・遠賀保健福祉環境事務所保健衛生課 ☎36・6098 FAX 47・0031



▲モデル犬の実技を通じた説明もあります

一人に一つ マイナンバー 社会保障・税番号制度

福津市マイナンバー専用ダイヤル ☎62・6074



▶マイナンバーカードは市民課窓口で交付手続きをします

わかりやすいマイナンバーQ&A（カード編）

Q. 通知カードやマイナンバーカードの記載内容に変更があったらどうするの？

A. 住所が変わるときなどは、住民票異動の手続きの際にカードを窓口へ提出してください。記載内容を変更します。

Q. なぜマイナンバーカードを取得したら、通知カードを返さないといけないの？

A. マイナンバーカードは1枚でマイナンバーと本人の確認ができるため、通知カードを持つ必要がなくなります。国の法令の規定により、返納していただきます。

Q. 通知カードは身分証として利用できるの？

A. 通知カードはマイナンバーを確認するためのカードです。身分証としての利用には適していません。マイナンバーカードは身分証として利用できます。

Q. 住民基本台帳カード（住基カード）を持っている場合はどうなるの？

A. 1月以降、住基カードに替えてマイナンバーカードを交付しています。マイナンバーカードを取得する場合、国の法令の規定により住基

カードは返納していただきます。マイナンバーカードを取得しない場合、住基カードは有効期限まで利用できます。
Q. カードの暗証番号は市の職員に知られてしまうの？
A. 暗証番号は、交付手続きの際に原則、御本人に入力していただくため、職員が知ることはありません。
Q. マイナンバーカードを紛失した場合どうすればいい？
A. マイナンバー総合フリーダイヤルに連絡し、利用の一時停止をしてください。市民課で再交付の手続きができます。手数料は千円です。マイナンバーカードにはプライバシー性の高い個人情報記録されています。顔写真や暗証番号などのセキュリティ対策もあり、悪用が困難な仕組みになっています。また、通知カードを紛失した場合は、市マイナンバー専用ダイヤルに御連絡ください。
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120・95・0178 ※マイナンバーカードの盗難や紛失による利用の一時停止については24時間365日対応しています。